

函館市プレミアム付商品券取扱事業所募集要領 (令和4年12月発行分)

本募集要領は、「函館市プレミアム付商品券発行事業実施要領」(以下「実施要領」という。)に基づき、函館市プレミアム付商品券(以下「商品券」という。)を取扱うことができる事業所(以下「取扱事業所」という。)の募集を実施するものであり、募集要領に定めのない事項については、実施要領を準用します。(商品券の発行概要は、別紙参照)

1 募集対象者(取扱事業所の資格)

- ・ 新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じていることを条件とします。
- ・ 募集対象者は、函館市内にある小売業、飲食業、各種サービス業等の店舗とします。ただし、風俗営業等、公序良俗に反する場合、函館市暴力団等排除措置要綱第2条第3号から第6号に規定する暴力団等と密接な関係を有すると認められる者が関与する場合を除きます。

2 申請方法

- ・ 函館市プレミアム付商品券発行事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)が指定する提出先に、別に定める取扱事業所登録申請書および誓約書を提出し、取扱事業所としての指定を受けていただきます。
- ・ 令和4年4月に発行した「函館市プレミアム付商品券」の取扱事業所として登録されている場合で、引き続き取扱事業所として登録を希望される場合は、再度の申請の必要はありません。
また、引き続き登録を希望されない場合は、令和4年10月28日(金)までに下記事務処理センターまでご連絡いただくようお願いいたします。
- ・ 商店街団体や事業協同組合等が、募集対象者となる組合員・会員店舗を代表して申請することもできます。この場合、ステッカー、ポスター等の各店舗への送付および換金等の手続きに関しても申請者(代表者)が行うこととなりますので、ご注意ください。
- ・ 申請者等に対し、実行委員会から確認の連絡をすることがあります。
- ・ 指定された取扱事業所は、商品券を販売する際、購入者に配付するチラシ等に掲載させていただきます。
- ・ 指定された取扱事業所等には、順次、指定通知書のほか、商品券の取扱いに関するマニュアルやステッカー、ポスター等を送付します。ただし、令和4年4月に発行した「函館市プレミアム付商品券」の取扱事業所として登録されている場合で、引き続き取扱事業所として登録される場合は、指定通知書の送付は省略いたします。

3 申請書提出先

下記の提出先に郵送または持参してください。

〒040-0011

函館市本町6番12号テオービル3F

株式会社ニッセンレンエスコート函館支店内

「函館市プレミアム付商品券発行事業事務処理センター」

4 申請書提出期限

随時受付を行います。ただし、商品券を販売する際、購入者に配付するチラシ等への掲載を希望する場合は、令和4年10月28日（金）必着とします。

5 取扱事業所の負担

登録に要する費用、使用済み商品券の換金に要する手数料は無料です。ただし、使用済み商品券を郵送で提出する場合の送料は、取扱事業所の負担とします。

6 取引の対象

取扱事業所は、商品券を持参した消費者に対し、商品券の使用期間である令和4年12月16日（金）から令和5年6月15日（木）までの期間に限り、取扱事業所が扱う物品の販売や、サービス等の提供をしなければなりません。

また、以下に示すものについては、取引の対象外とします。

- (1) 宅配業者による代金引換、コンビニエンスストアでの収納代行、取扱事業所以外の事業所への支払いが実質的に可能となるものへの支払い
- (2) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (3) 商品券を現金化することおよびこれに類する行為（両替等）
- (4) 換金性の高い金券等（各種有価証券、商品券、ビール券、図書カード、プリペイドカード、切手、印紙など）の購入
- (5) 国および地方公共団体への支払い（税、保険料、指定ごみ袋等）
- (6) 出資や債務、公共料金、不動産賃料、商品仕入れ等の支払い
- (7) その他実行委員会が相応しくないと認めるものの支払い

7 商品券の換金

- ・ 取扱事業所は、受け取った使用済み商品券の裏面の所定の欄に、自店印を押印するか署名をし、必要事項を記入した売上集計票（別途送付）を添付し、実行委員会が指定する窓口を持参もしくは郵送してください。
- ・ 毎月15日の取扱い締分は翌月15日に入金、毎月末日の取扱い締分は翌月末に入金します。いずれも金融機関休業日は翌営業日の扱いとします。

- ・ 使用済み商品券および売上集計票の最終提出期限（換金期限）は、令和5年6月22日（木）までとします。（具体的な換金サイクルについては、後日送付の取扱マニュアルに掲載します。）

8 取扱事業所の遵守事項および責務

取扱事業所は以下のことを守ってください。

- （1）実行委員会が送付するステッカー、ポスター等を利用者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- （2）通常の注意をもってすれば偽造されたものと判別できるなど、不正使用が明らかなる場合は、商品券の受取りを拒否するとともに、その事実を実行委員会に報告すること。
- （3）取引によって商品券を受け取った場合は、再流通（2次使用）を防止するため、商品券の裏面の所定の欄に、自店印を押印するか署名をすること。
- （4）取引によって取得した商品券を再利用してはならない。
- （5）取扱事業所の自店換金を目的とした商品券の購入・取得をしてはならない。
- （6）取引によって取得した商品券の盗難・紛失については、取扱事業所の責任・負担とする。
- （7）商品券の使用に対し、釣り銭を出してはならない。
- （8）取扱事業所の登録事項に変更があった場合には、速やかにその旨を実行委員会に届け出なければならない。
- （9）その他本事業の目的に反することをしてはならない。

9 取扱事業所の指定取消し

取扱事業所が以下のいずれかに該当する場合には、取扱事業所の指定を直ちに取り消すとともに、実行委員会に損害を与えた場合には、その損害を実行委員会に対して弁償するものとします。

- （1）虚偽その他の不正な手段で取扱事業所登録申請があった場合
- （2）募集要領の遵守事項および責務に反する行為があった場合
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員および函館市暴力団等排除措置要綱第2条第3号から第6号に規定する暴力団等であることが判明した場合

10 辞退

商品券の取扱いを辞退しようとする取扱事業所は、実行委員会に対して速やかに連絡のうえ、辞退届を提出してください。

11 お問い合わせ

函館市プレミアム付商品券発行事業事務処理センター

電話番号 0138-86-5237

受付時間 AM9:00～PM5:00（土・日・祝日を除く）

別 紙

「函館市プレミアム付商品券」発行概要

- 1 発 行 者 函館市プレミアム付商品券発行事業実行委員会
- 2 購入対象者 2004年（平成16年）4月1日以前に生まれた函館市民
- 3 発行総額 36億円（30万セット，プレミアム率20%含む）
- 4 販売価格 1セット10,000円
- 5 額 面 1セット12,000円（1,000円券×12枚）
- 6 事前申込み 令和4年11月1日（火）から11月14日（月）まで
- 7 販売期間 令和4年12月16日（金）から12月25日（日）まで
- 8 使用期間 令和4年12月16日（金）から令和5年6月15日（木）まで